

第 4807 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月 4日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 償却期間経過後の開業費の償却

Q：私は、青色申告者ですが、7年前に開業してからずっと赤字だったので、開業費を繰延資産に計上したままになっています。今年は利益が出そうなので、償却したいと思っているのですが、償却期間が過ぎていても、償却することはできますでしょうか？

A：償却できます。

【解説】

開業費とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始するまでの間に開業準備のために特別に支出する費用とされています。

したがって、開業準備のため特別に支出した広告宣伝費、接待費、旅費、調査費等はこれに含まれますが、支払利子や使用人給与、借家料、電気ガス水道光熱費のような経常的な費用は、これに含まれないことになります。

また、開業費の償却期間については、所得税法上、60か月の均等償却又は任意償却のいずれかの方法によることとされています。

任意償却は、繰延資産の額の範囲内の金額を償却費として認めるものですから、支出の年に全額償却してもいいですし、全く償却しなくてもよいこととなっています。

ところで、償却期間5年を越えてしまったが償却ができるのでしょうかということですが、60か月を経過した場合に償却費を必要経費に算入できないとする特段の規定はありませんから、繰延資産の未償却残高はいつでも償却費として必要経費に算入することが認められます。

